

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市医療の人材育成及び確保事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	人材の育成及び確保並びに医療の向上に寄与することを目的として、その資格取得及び就業支援のための費用に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内の医療機関に就職する意思がある看護師等有資格者及び学生等で交付の要件を満たす者
補助対象経費	学生就学支援（住宅支援）、就業支援（施設見学旅費・面接旅費・就業支度金）、定着支援（住宅支援）、研修医等生活支援
類似補助の有無	有
	○同種の補助金の統合検討 佐渡市看護師緊急確保事業補助金、佐渡市介護・福祉の人材育成及び確保事業補助金
補助金額（定額、上限、下限等）	予算の範囲内
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	実費（上限有）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 学生就学支援（住宅支援）：家賃月額から15,000円を控除した額×1/2以内×12月（上限24万円） 就業支援（施設見学旅費）：1人あたり上限2万円 就業支援（面接旅費）：1回あたり上限1万円 就業支援（就業支度金）：1人あたり20万円（1回に限り） 定着支援（住宅支援）：家賃月額×1/2（上限2万円）×12月、住宅手当が支給されている場合、住宅手当及び実質家賃負担額の少ない方の額 研修医等生活支援：車両の賃借料及び任意保険料の合計×2/3
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 人材の育成及び確保並びに医療の向上を図るための補助金であるため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和6年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集
事業担当	（担当部署） 健康医療対策課
	（電話番号） 0259-63-3115